

第1 監査の対象

新池公園、八事公園、三丁山公園、生地川公園、竹之越公園、
東篠公園、追進公園、御殿公園、下八田公園、丸山公園、
かえるこうえん(児童遊園)、新繁田ちびっ子広場

第2 監査の期間

令和6年5月9日から令和6年6月27日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、公園の施設の維持管理を始め安全確保、財産管理等に関して、春日井市監査基準に準拠し、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴取及び現地調査を行った。

なお、監査は主な着眼点を次のとおり設定し、対象となる事項について調査を行った。

1 公園の施設の維持管理

- (1) 遊具等の破損や老朽箇所はないか。
- (2) 植栽のせん定、除草、清掃は適切に行われているか。
- (3) トイレ、水飲み場等の管理は適切に行われているか。

2 公園における安全確保

- (1) 遊具等の点検は適切に行われているか。
- (2) 障がい者、高齢者等の利用に配慮がされているか。
- (3) 防犯上の配慮がされているか。

3 公園の財産管理等

- (1) 公園台帳の作成や変更は適正に行われているか。
- (2) 占用許可等の手続きは適正に行われているか。
- (3) 物置、看板等の不法占拠はないか。

第4 監査の結果

新池公園始め12公園について調査を行った結果、公園の施設の維持管理を始め安全確保、財産管理等については、おおむね適切に行われていると認めた。

しかし、一部の公園において次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のものは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 公園の施設の維持管理

ア 浄化槽の管理が適切でなかったもの

法定検査の指摘事項について対処されていなかった。

浄化槽法に基づき、適正に管理されたい。

(竹之越公園)